

令和3年度「東京都環境影響評価審議会」第6回総会 議事録

■日時 令和3年8月20日（金）午前10時00分～午後0時03分

■場所 WEBによるオンライン会議

■出席委員

柳会長、齋藤第一部会長、宮越第二部会長、荒井委員、池本委員、池邊委員、奥委員、玄委員、日下委員、小林委員、高橋委員、堤委員、平林委員、廣江委員、水本委員、森川委員、宗方委員、保高委員、横田委員、渡邊委員

■議事内容

1 答 申

(1) 「(仮称)西日暮里駅前地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案

⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに大気汚染、騒音・振動及び風環境に係る指摘事項について留意すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申

(2) 「妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業」環境影響評価書案

⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに大気汚染及び騒音・振動に係る指摘事項について留意すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申

(3) 「(仮称)新砂総合資源循環センター建設事業」環境影響評価書案

⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに廃棄物及び温室効果ガスに係る指摘事項について留意すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申

2 諮 問

(1) 「羽田空港アクセス線(仮称)整備事業」環境影響評価書案

⇒ 会長の指名により、第二部会へ付託

(2) 「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業」環境影響評価書案

⇒ 会長の指名により、第一部会へ付託

3 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

別紙

受 理 報 告 (8 月)

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 事 後 調 査 報 告 書	中央新幹線品川・名古屋間（工事の施行中その3）	令和3年6月28日
	赤羽台団地建替事業（工事の施行中その5）	令和3年6月28日
	江東区有明北 3-1 地区開発計画（工事の施行中その2）	令和3年6月29日
	（仮称）虎ノ門一丁目地区市街地再開 発事業（工事の完了後）	令和3年6月30日
	白金一丁目東部北地区第一種市街地再開 発事業（工事の施行中その2）	令和3年7月14日
2 変 更 届	一級河川荒川水系荒川改修事業に伴う 京成本線荒川橋梁及び綾瀬川橋梁架替 工事	令和3年6月29日
3 着 工 届	一級河川荒川水系荒川改修事業に伴う 京成本線荒川橋梁及び綾瀬川橋梁架替 工事	令和3年6月29日

令和3年度「東京都環境影響評価審議会」第6回総会
速 記 録

令和3年8月20日（金）
Webによるオンライン会議

(午前 10 時 00 分開会)

○宮田アセスメント担当課長 委員の皆様、おはようございます。本日は御出席いただき、ありがとうございます。

それでは、本日の委員の出席状況について事務局から御報告申し上げます。現在、委員 21 名のうち 20 名の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

これより令和 3 年度第 6 回総会の開催をお願いいたします。本日は傍聴の申出がございません。

柳会長、お願いいたします。

○柳会長 分かりました。

会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がいます。なお、本会議の傍聴は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Web 上での傍聴のみとなっております。

それでは、傍聴人の方を入場させてください。

(傍聴人入場)

○柳会長 ただいまから令和 3 年度東京都環境影響評価審議会第 6 回総会を開催します。

本日の会議は、次第にありますように、答申 3 件、諮問 2 件、受理報告を受けることといたします。

○柳会長 それでは、「(仮称)西日暮里駅前地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案の答申に係る審議を行います。

この案件は第一部会で審議していただきましたので、その結果について齋藤第一部会長から報告を受けることといたします。それでは、齋藤第一部会長、よろしくお願いいたします。

○齋藤第一部会長 それでは、齋藤から御報告させていただきます。

資料 1 を御覧ください。初めに、部会で取りまとめました答申案文について事務局から朗読をお願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 では、事務局から朗読申し上げます。

令和 3 年 8 月 20 日

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会

「(仮称)西日暮里駅前地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

第1 審議経過

本審議会では、令和元年11月29日に「(仮称)西日暮里駅前地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案(以下「評価書」という。)について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表には、審議会、部会、公聴会を審議事項ごとにまとめてございます。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、二酸化窒素の最大着地濃度地点の予測結果では、本事業による一定程度の寄与があり、環境基準を下回るが、その値は高いことから、環境保全のための措置を徹底し、大気質への影響の低減に努めること。

【騒音・振動】

工事用車両の走行に伴う道路交通騒音は、現況において一部の地点で環境基準を上回ることから、環境保全のための措置を徹底し、騒音の低減に努めること。

【風環境】

本事業の計画地は、交通結節点である西日暮里駅に隣接しており、不特定多数の人の利用が見込まれることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、事後調査において調査地点を適切に選定した上で、その効果の確認を行い、必要に応じて対策を講じること。

以上となります。

○齋藤第一部長 ありがとうございます。

それでは、審議の経過について御報告いたします。

本事業は、JR 西日暮里駅の北側に位置し、JR 東北本線と日暮里・舎人ライナー線に挟まれる形の 1.2ha の敷地に商業施設、公益施設、住宅などから成る建物を建築する計画で、北側の住宅・業務棟は高さ約 180m、中央の商業・ホール棟は高さ約 68m を計画しています。

また、計画地南側に荒川区が交通広場を設ける予定となっています。

対象事業の種類は「高層建築物の新設」です。

本評価書案は、令和元年 11 月 29 日に当審議会に諮問され、第一部に付託されました。それ以降、現地調査及び部会における 4 回の審議を行い、ただいま朗読いたしました答申案文として取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しまして、都民から 38 件の意見書の提出がありました。また、関係区市長である荒川区長、文京区長、台東区長、北区長から意見が提出されております。この意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されています。

また、「都民の意見を聴く会」を令和 3 年 7 月 1 日に開催し、7 名の方の公述がありました。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における調査、予測及び評価はおおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたします。

次に、答申案の内容について御説明いたします。

【大気汚染】の意見ですが、工事施行中の建設機械による大気質への影響予測では、二酸化窒素については環境基準値内ではあるものの、その値は基準上限付近であり、建設機械か

らの一定程度の寄与も認められることから、保全措置を徹底して、大気質への影響の低減を求めるものでございます。

【騒音・振動】の意見ですが、工事用車両の走行につきましては、現況において既に環境基準を超える騒音が確認されている地点があることから、工事用車両を集中させないなどの保全措置の徹底を求めるものでございます。

最後に【風環境】の意見ですが、風環境の予測では、保全措置を取らない場合、高層棟周辺などでランク外となることが予想される地点があり、防風植栽などの保全措置を取ることとしておりますが、事後調査について保全措置の効果を把握し、必要に応じて追加の対策を求めるものでございます。

以上で私からの報告を終わります。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告について何か御意見等がございますでしょうか。——よろしいでしょうか。

特に御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして審議会の答申としたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。それでは、答申書を読み上げてください。

○宮田アセスメント担当課長 事務局から読み上げます。

3 東環審第 31 号

令和 3 年 8 月 20 日

東京都知事 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲 一 郎

「(仮称)西日暮里駅前地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案について (答申)

令和元年 11 月 29 日付 31 環総政第 629 号 (諮問第 505 号) で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほど朗読いたしました案文と同じでございます。

以上です。

○柳会長 それでは、ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することといたします。

○柳会長 次に、「妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業」環境影響評価書案の答申に係る審議を行います。

この案件につきましては第二部会で審議していただきましたので、その結果について、宮越第二部会長から報告を受けることといたします。それでは、宮越第二部会長、よろしくお願いいたします。

○宮越第二部会長 分かりました。では、私から報告させていただきます。

資料2を御覧ください。初めに、部会で取りまとめました答申案文について、事務局から朗読してください。

○宮田アセスメント担当課長 事務局から朗読いたします。

令和3年8月20日

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会

第二部会長 宮 越 昭 暢

「妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

第1 審議経過

本審議会では、令和3年1月27日に「妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び関係地域区長などの意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表には、審議会、部会、公聴会ごとに審議事項をまとめております。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【大気汚染】

施設の稼働に伴う粉じんについては、破碎処理施設を屋内に設置し、さらに計画地の周囲に 10m の壁を設けるなどの措置を実施するとしているが、廃材等の屋外保管場所からの粉じんの飛散も懸念されることから、環境保全のための措置を徹底し、粉じんの飛散防止に努めること。

【騒音・振動】

新施設の整備後には、廃材等の搬入車両が増加し、また、夜間においても破碎処理施設の稼働を行う計画であり、騒音の増大が懸念されることから、環境保全のための措置を徹底し、より一層の騒音防止に努めること。

朗読は以上となります。

○宮越第二部会長 ありがとうございます。

それでは、審議の経過について御報告いたします。

本事業は、東京都江戸川区東葛西の旧江戸川内の妙見島に位置する既存施設において、敷地を拡張し、設備の更新を行うものです。

対象事業の種類は「廃棄物処理施設の設置」でございます。

本評価書案は、令和3年1月27日に当審議会に諮問され、第二部会に付託されました。それ以降、現地調査及び部会における3回の審議を行い、ただいま朗読いたしました答申案文として取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しまして、都民から5件の意見書の提出がありました。また、関係区市長である江戸川区長、市川市長、浦安市長から意見が提出されております。この意見

に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。

また、「都民の意見を聴く会」を令和3年8月10日に開催し、1名の方の公述がありました。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における調査、予測及び評価はおおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたします。

次に、答申案の内容について御説明いたします。

【大気汚染】の意見ですが、計画では、破砕処理施設を屋内に設置し、計画地全体を壁で囲むなどにより粉じんの飛散について改善が図られるとしておりますが、屋根のない廃材などの屋外保管ヤードからの粉じん飛散が懸念されることから、粉じんの飛散防止に向け、環境保全の措置の徹底を求めるものでございます。

【騒音・振動】の意見ですが、本施設では、従前から廃材等の夜間の受入れを行っておりますが、新施設の整備後には、搬入車両が増加し、加えて夜間の破砕処理施設の稼働も計画されており、騒音の増大が懸念されることから、より一層の騒音の防止に向け、環境保全の措置の徹底を求めるものでございます。

以上で私からの報告を終わります。

○柳会長 ありがとうございます。

ただいまの報告について何か御意見等ございますでしょうか。——よろしいでしょうか。

それでは、特に御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして審議会の答申としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。答申書を読み上げてください。

○宮田アセスメント担当課長 事務局から答申書を読み上げます。

3 東環審第 32 号

令和3年8月20日

東京都知事殿

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲 一 郎

「妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業」環境影響評価書案について（答申）

令和3年1月27日付2環総政第465号（諮問第516号）で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほど朗読いたしました案文と同じでございます。

以上でございます。

○柳会長 それでは、ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することにいたします。

○柳会長 次に、「(仮称)新砂総合資源循環センター建設事業」環境影響評価書案の答申に係る審議を行います。

この案件につきましても第二部会で審議していただきましたので、その結果について、宮越第二部会長から報告を受けることといたします。宮越第二部会長、よろしくお願いいたします。

○宮越第二部会長 では、御報告させていただきます。

資料3を御覧ください。初めに、部会で取りまとめました答申案文について事務局から朗読してください。

○宮田アセスメント担当課長 事務局から朗読いたします。

令和3年8月20日

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会

第二部会長 宮 越 昭 暢

「(仮称)新砂総合資源循環センター建設事業」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

第1 審議経過

本審議会では、令和3年3月24日に「(仮称)新砂総合資源循環センター建設事業」環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。その審議経過は付表のとおりである。

付表には、審議会、部会ごとに審議事項をまとめてございます。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【廃棄物】

計画建物の建設に伴う廃棄物については、廃棄物の種類ごとに発生量、再資源化量等を予測し、評価の指標に適合するとしているが、再資源化率については指標との乖離があることから、適合するとした根拠を明らかにした上で、事後調査において発生量、再資源化量等を詳細に報告すること。

【温室効果ガス】

環境保全のための措置に挙げられているバイオガス発電設備、地中熱利用システム及び太陽光発電などの様々な対策については、温室効果ガスの削減に有効な対策と期待されることから、導入の結果と具体的な効果を検証するため、事後調査において詳細に報告すること。

以上となります。

○宮越第二部会長 ありがとうございます。

それでは、審議の経過について御報告いたします。

本事業は、東京都江東区新砂に位置する既存施設の建て替えを行うものです。

対象事業の種類は「廃棄物処理施設の設置」でございます。

本評価書案は、令和3年3月24日に当審議会に諮問され、第二部会に付託されました。それ以降、現地調査及び部会における3回の審議を行い、ただいま朗読いたしました答申案文として取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しまして、都民からの意見書の提出はありませんでした。また、関係区長である江東区長から意見が提出されております。この意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。

なお、「都民の意見を聴く会」は、評価書案に対する都民の意見書の提出がなかったことから開催しておりません。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における調査、予測及び評価はおおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたします。

次に、答申案の内容について御説明いたします。

【廃棄物】の意見ですが、廃棄物の予測・評価では、廃棄物処理法等に定める事業者の責務を果たし、評価の指標を満足するとしておりますが、建設工事に伴う廃棄物の再資源化率が指標とした東京都建設リサイクル推進計画で掲げる数値と乖離が大きいことから、指標を満足するとした根拠等を明確に示し、事後調査において詳細に報告を求めるものでございます。

【温室効果ガス】の意見ですが、本計画では、バイオガス発電、地中熱利用、太陽光発電などを導入し、温室効果ガス削減に向けて積極的に取り組んでおり、高く評価できますが、設置後に設備能力を最大限利活用し、類似施設の優良なモデルとなることが期待されることから、導入の結果と効果の報告を求めるものでございます。

以上で私からの報告を終わります。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告について何か御意見等がございますでしょうか。

○齋藤第一部会長 齋藤から1点よろしいでしょうか。

○柳会長 はい、どうぞ。

○齋藤第一部会長 答申案の内容については特に問題ないというか、意見は全くないのです

けれども、温室効果ガスについて1点、事務局を通じて事業者にお伝えいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

今回、温室効果ガスについて随分取組をされていて、特にエネルギー関係で省エネ、創エネをしっかりやっという意味で、まさに高く評価される場所ではあるのですが、一方で、直接的に出てくる温室効果ガスである亜酸化窒素、一酸化二窒素(N_2O)、それから、消化施設を持っておりますのでメタンであるとか、その漏えいの問題であるとか、そういった直接排出されるものに対する評価が今回は含まれていないのです。特に N_2O に関しては、運転方法がその排出に大きく寄与してくると思われまますので、ごみ処理施設の運転管理に当たっては十分に留意をして、排出係数に表れない温室効果ガスの排出の抑制というものを御検討いただければと思います。

以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかには御意見ございますか。

渡邊委員から温室効果の事後調査だけではなく、定期的に結果を報告していただきたいという意見が出ております。

ほかの方、御意見ございますか。——よろしいでしょうか。

それでは、第一部会長と渡邊委員からの意見については、事務局から事業者を指導するという形で対応するということがよろしいでしょうか。

○齋藤第一部会長 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○柳会長 それでは、そういう形にさせていただきたいと思っております。

ほかにはいかがでしょうか。

ほかには御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして審議会の答申としたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。答申書を読み上げてください。

○宮田アセスメント担当課長 事務局から答申書を読み上げます。

3 東環審第 33 号

令和 3 年 8 月 20 日

東京都知事 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲 一 郎

「(仮称)新砂総合資源循環センター建設事業」環境影響評価書案について(答申)

令和3年3月24日付2環総政第539号(諮問第518号)で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほどの内容と同じでございます。

以上です。

○柳会長 それでは、ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することにいたします。

○柳会長 それでは、次第の2の諮問に移ります。

諮問案件について、事務局から説明をお願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 それでは、資料4を御覧ください。諮問文でございます。朗読いたします。

3 環 総 政 第 288 号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例(昭和55年東京都条例第96号)第50条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

令和3年8月20日

東京都知事 小池 百合子

(公印省略)

記

諮問第526号 「羽田空港アクセス線(仮称)整備事業」環境影響評価書案

以上でございます。よろしく願いいたします。

○柳会長 「羽田空港アクセス線（仮称）整備事業」環境影響評価書案につきましては第二部会に付託させていただきますので、第二部会の委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、諮問案件の概要につきまして、事業者の方から説明を受けることといたします。

なお、本日、事業者の方にも遠隔参加で出席していただいております。準備ができましたら御説明をお願いしたいと思います。

○事業者 それでは、概要について御説明いたします。よろしくお願いいたします。

では、評価書案1ページを御覧ください。

事業者の名称は、東日本旅客鉄道株式会社となります。

代表者及び所在地は、表記のとおりでございます。

事業の名称は、「羽田空港アクセス線（仮称）整備事業」。

種類は、鉄道の建設及び鉄道の改良となります。

続きまして、対象事業の目的及び内容を御説明いたします。

12 ページを御覧ください。事業の目的といたしまして、当社は、こちらの図に示します羽田空港アクセス線構想の推進を掲げ、今回、そのうち、橙色で示します東山手ルート及び赤色で示しますアクセス新線を整備することといたしました。この整備により、広範囲の地域と羽田空港をつなぐ輸送ネットワークの強化が図られ、羽田空港の機能強化、首都東京のさらなる発展、国際競争力の強化、交流の促進並びに地域の活性化に寄与することを事業の目的としております。

次に、事業の内容につきまして、14 ページを御覧ください。図を御覧いただき、本事業は、黒線で示す改良区間約 7.4km 及び赤線で示す建設区間約 5km、港区に位置する田町駅付近を起点とし、品川区の大井埠頭に位置する東京貨物ターミナルを経て、大田区に位置する羽田空港新駅までの鉄道路線整備であります。

次に、16 ページを御覧ください。事業計画の概要につきまして、表の中段までは、この後、図を使って説明させていただきますので、省略します。駅については、羽田空港新駅（仮称）のみを整備します。運転計画ですが、1 時間当たり上下合わせて 8 本、1 日当たり 144 本の計画としてございます。

では、17 ページを御覧ください。

まず初めに、本事業における環境影響評価の考え方を御説明いたします。鉄道事業法の解釈と併せ、本事業では、新たに鉄道を敷設するアクセス新線を建設区間、これ以外の区間で

既存の鉄道施設を改良する区間を改良区間と呼称いたします。環境影響評価の実施に当たり、環境省及び国土交通省と協議を行い、法アセスの適用は、建設区間、改良区間のおおのの規模をもって判断し、本事業のおおのの規模は、在来線における法アセスの適用 7.5kmに満たないことから、法アセスに該当せずとの見解を受け、東京都条例に基づく環境影響評価を実施することといたしました。

引き続き、事業の計画内容について御説明いたします。本事業の特徴から、区間を4つに分割しております。ここからは、起点側から順に、各区間ごとに説明いたします。17ページの図と後ろのページの図を行き来しますが、御容赦ください。

1つ目は、東海道線接続区間です。こちらの図の一番左側になります。こちらは田町駅付近から地下に線路を移設いたします。その後、地上に上がり、高浜西運河付近で既設の大汐線高架橋と接続します。

19ページを御覧ください。下の図の一番左、a-a'断面で、左側の大汐線と東海道線の間には新幹線がございます。この東海道新幹線と立体交差するため、図真ん中のb-b'断面のようなシールドトンネル構造となります。こちらの区間におきましては、用地の関係がございまして、単線区間となります。その後、c-c'断面あたりから地上に出まして、最終的には一番右のd-d'断面のような既設の高架橋に接続いたします。

続いて、2つ目が大汐線改修区間となります。こちらは、d-d'断面のように高架線の既設線を活用するため、線路の移設工事はございません。

続いて、21ページを御覧ください。3つ目の区間、東京貨物ターミナル内改良区間です。この区間では、右詳細図のように、地平区間に、羽田空港アクセス線を整備するに当たり必要になる車両留置線を新設します。また、保守基地線も移設いたします。上の航空写真を見ていただきますと、大井埠頭の中とあって、周囲はコンテナヤードや倉庫群が集中する地域となっています。

17ページにお戻りください。最後に、一番右側のアクセス新線区間でございますが、ルートについては、野鳥公園の付近を通過し、京浜運河及び京浜島を通過、さらに運河を経て空港島に入っております。この区間約5kmの大半がトンネル構造となります。運河や公益施設の杭等を避けるような深さで計画をしております。

23ページを御覧ください。上の航空写真で示しますように、市場、清掃工場といった施設や倉庫及び空港施設の集中する地域となります。こちらの区間では2種類のトンネル構造を計画しています。東京貨物ターミナルから空港駅手前までは、左側のg-g'断面のような

シールドトンネルとなります。横方向に掘削をしていき、トンネルの土砂は空港島内にある立坑から搬出します。駅部につきましては、右図のように開削トンネルとなり、地上から掘削を行い、構造物を造る形となります。

続いて、概略の施工方法を御説明します。31 ページを御覧ください。こちらは事業延長 12.4km のうちの約 4 割を占めるシールドトンネル区間を構築するためのシールド工法の概要になります。シールド工法とは、シールドマシンと呼ばれる筒状の機械で土の中をゆっくりと掘り進めていく工法です。まず、トンネルを掘り進める深さまで開削工法にて立坑を構築していきます。立坑が出来上がった後、シールドマシンと呼ばれる筒状の機械を立坑内に搬入、組立てを行います。その後、組み上がったシールドマシンにて前方の土砂を削り取りながら、掘った部分が崩れてこないように、マシン内部でセグメントと呼ばれるトンネル外壁となるブロックを組み立てていきます。

次に、32 ページを御覧ください。こちらは東海道線接続区間の田町駅付近で計画線を敷設するために U 型擁壁を構築する工事となります。まず、計画線を敷設するスペースを空けるために山手線引上げ線を撤去し、順次、山手線外回り、京浜東北線南行、東海道線上りを移設いたします。その後、東海道線下りと東海道線上りの間に、空いたスペースを使って地盤を掘削していくのですが、工事期間中も東海道線の列車を安全に運行させるために、工事桁という仮設の橋桁で仮受けいたします。その上で工事桁の直下を掘削し、躯体を構築していきます。

続いて、工事規模の概要について御説明いたします。36 ページを御覧ください。本事業に伴い使用するコンクリートの重量は 23 万 1,900t を予定しています。そのほとんどが擁壁区間やトンネル区間を構築するために用いられます。シールドトンネル区間を構築するためのセグメント等の重量は 12 万 7,000t を予定しています。また、発生する土砂につきましては、建設発生土が 57 万 3,900m³、建設泥土は 43 万 6,000m³ を予定しています。

38 ページを御覧ください。先ほど御説明したシールドトンネルの発進立坑は、この図の青丸の箇所のうち、No.3 と No.7 となります。これ以外の土砂、資材の搬出入箇所を含め、計 7 か所の工事用車両出入口を計画しています。

想定される工事用車両ルート及び現況交通量について併せて表示させていただいております。37 ページを御覧ください。こちらの表で、本事業で発生を予定する工事用車両台数及び主な走行ルートにおける現況交通量並びに増加割合を整理させていただいております。

最後に、51 ページを御覧ください。環境影響評価の項目になります。環境影響要因と環

境影響評価の項目との関連表に記載のとおり、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、景観、史跡・文化財、廃棄物の合計7項目を選定しています。

概要の説明は以上になります。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について御質問等ございますでしょうか。

それでは、池本委員からどうぞ。

○池本委員 御説明ありがとうございました。1点お聞きしたいところが、今回、既存の軌道はかなり関連するような工事箇所があると思うのですが、そういった箇所は夜間工事が想定されるように感じるのですが、その辺りの設定とかは事業計画のところで行われているのでしょうか。

○柳会長 事業者の方、よろしくお願ひいたします。

○事業者 御質問ありがとうございます。委員から御質問いただいた点でございますが、おっしゃるとおり、既設の列車が走っております区間の近傍につきましては、列車の走行していない時間帯に工事をするという形になると考えておりました、それを前提に計画をしております。

○柳会長 池本委員、よろしいでしょうか。

○池本委員 その辺り計画のところでは条件として示されていないですか。予測の項目とかで初めて条件が出てくるのでしょうか。

○事業者 御回答いたします。明確に、今私のほうで御回答しましたような内容につきましては記載はしてございません。予測の中で、昼間稼働するもの、夜間稼働するものということで予測・評価を実施しております。

○池本委員 ありがとうございます。

○柳会長 それでは、宮越第二部会長、どうぞ。

○宮越第二部会長 御説明ありがとうございます。地盤と水循環について質問させていただきたいと思います。

今回、擁壁の設置、あと開削、あとシールド工法の実施、シールドトンネルの設置について、このように大規模な地下の工事が予定されているわけなのですが、この評価書案の中では地盤と地下水位についてモニタリングをするというふうに記載されており、それは適切だと考えます。ただ、見せていただいたのですが、どのような地点でそれらのモニタリングを行うのかということが具体的に書かれている場所はありますか。もしありまし

たら教えてください。

○事業者 回答いたします。基本的に、モニタリングする箇所は、今回の予測に使用しました調査位置と同様の位置というふうに考えております。具体的に言いますと、評価書案の 135 ページに地下水調査地点位置図という図がございますけれども、そちらの観測井戸で基本的にモニタリングを実施しようと考えております。

○宮越第二部会長 ありがとうございます。では、これは地下水位の観測井戸ですから、地下水位のモニタリングと理解しました。地盤の変動については、モニタリングはされないのですか。

○事業者 地盤につきましては工事箇所の近傍で実施いたしますが、具体的な記載は、図としては記載してございません。

○宮越第二部会長 分かりました。ありがとうございます。

○柳会長 それでは、水本委員、どうぞ。

○水本委員 質問させていただきます。

私は史跡と文化財を担当しているのですが、それについては別途質問したいと思いますが、今御説明があった中では、評価項目の中で地形と地質を外されていたかと思うのですけれども、こちらにつきましては、防災上の観点ですとかいろいろな意味で非常に気になる場所にはあるかと思うのですけれども、地形と地質というのはもう評価しないというお考えで、この御説明どおりということでしょうか。海に近いところということで非常に気になる部分があるのですけれども、もう少しお考えについて御説明を追加で頂ければと思います。

○事業者 御質問ありがとうございます。地形・地質につきましては、御覧いただいていると思いますけれども、評価書案 54 ページに記載しておりますように、急傾斜地ですとか、そういった特異な地形・地質というものは存在しないと判断しております。今回、環境影響評価の項目としては選定しないこととさせていただいております。掘削工事、構造物設置につきましては、そういったものの安定性には影響を及ぼすおそれがないというふうに捉えてございます。以上が御回答となります。

○水本委員 安全には十分配慮した工事計画をされるのかと思いますけれども。特に地盤中の部分ですから。

私のほうでは史跡・文化財なのですけれども、こちらのほうで、かつてはよく東京湾は埋立地といいますけれども、過去においては、旧石器時代という非常に古い時代においては東京湾は実は陸地です、その上で海になっているという、その変遷によく鑑みますと、非常

に地盤の安定性という意味でも影響が大きいところだと思いますので、史跡・文化財とともにこの辺り評価していただけますと、恐らく防災上も重要な知見が得られるかと思っておりますので、この辺りは、もし評価項目から外される場合においても、今入っております史跡・文化財との絡みで少し評価をきちんと行っていただければなと思います。どうでしょうか。

○事業者 すみません、今の委員の御質問で、理解が私は足らなかったのですけれども、史跡・文化財に絡めてとおっしゃった中身については、要は、地盤、地質が乱れることで史跡・文化財に影響するといったようなことをおっしゃっているのでしょうか。

○水本委員 恐らく今回、環境影響の評価項目に入れていただいているということは、今おっしゃられた意味ではそういう観点で入っているかと思うのですが、実は、考古学からの地盤といいますか、環境への情報の貢献という意味では、実は例えば縄文時代の遺跡の分布域というのは、かつての海の分布域というようなことが考えられておまして、今非常に温暖化ということで、海の潮の満ち引きの影響というのは非常に環境に対して大きいですから、そういう意味では、文化財を、しっかりとそういう情報を調べるということによって、この地形についてはどのくらいの時代にどういう環境にあったかという、古環境というのが調べられます。実は今の状況とリンクしてくるところがありますので、こういったところは、今の安全を確保するためにも文化財の情報を使っていただきたいなというふうに私のほうでは思っております。そういった意味なので、また今後とも情報共有はできていくかと思っておりますけれども、そういった意味で質問させていただきました。

○事業者 当然ながら、地盤が乱れて、例えば大きく地形が変動するような施工なり、そういったことに対しては慎重に施工計画を組み立てて、そういったことのないように進めたいと思います。今御指摘いただいたところにつきましては検討いたしまして、今後のアセスメントの手続のほうに考慮していきたいと考えております。

○水本委員 ありがとうございます。

○柳会長 それでは、平林委員、どうぞ。

○平林委員 水質に関して基本的なことをお伺いしたいのですけれども、海が近いので、処理としては公共下水道に接続しているので問題ないと思うのですけれども、工事中に雨が降ったときに、海のほうに土砂などが流出しないようにする措置というのはどのような技術があるのか教えていただければと思います。お願いします。

○事業者 御回答いたします。海の近傍で工事するということではございますけれども、海並びに運河の下につきましては、シールド工法ということで、遮水性の高い方法によって、

立坑側に水が出たとしましても、ポンプでポンプアップいたしまして、立坑側から水を排出するという形になります。掘削する場所につきましては、少し海から内陸に入った場所で、しっかりとした仮設の構造物等で締め切った中で工事をいたしますので、その中で一度ためまして、適切に処理をして排出するという計画としてございます。

○平林委員 分かりました。ありがとうございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

廣江委員、どうぞ。

○廣江委員 騒音・振動を担当しております廣江と申します。よろしくお願いたします。

内部を読ませていただいて、予測方法とか丁寧に書かれていますのですが、今後のいろいろな審議の中で基本的なところをお聞かせいただきたいのですが、この最終的な騒音の問題となる高架橋、地平、擁壁区間の線路構造などをきちっとまとめたようなものはどこかに書かれていますでしょうか。結構探したのですけれども、はっきり分からなくて、予測に使ったいろいろなデータを資料編と見比べるためにも、どこがどういう構造かというのは知っておきたいと思ひまして御質問しております。お願いします。

○事業者 御質問ありがとうございます。おっしゃられているのは、軌道の構造というのが、バラストの、砂利の軌道なのか、コンクリートの……

○廣江委員 そのとおりです。

○事業者 承知いたしました。まず、評価書案の記載につきましては、そのようなことを区分けした記載は現時点ではございません。基本的に、高架橋区間につきましては、予測に当たりますとは、119 ページにございますように、予測に反映した措置としては、ロングレール、かつレールを重軌条化、消音バラストを散布したというもので前提として予測を実施してございます。回答は以上となります。

○廣江委員 分かりました。ただ、ほかの資料といろいろと見比べて、類似地点を選んでいる理由とか、その適性とかというのを判断するためには、全線これで統一して建設されるのでないのであれば、ここからここまではバラストですとか、ここからここまでは消音バラストですとか、ここからここまではというような、ちょっと細かいところを教えてくださいと思います。これについては今日でなくても結構ですので、よろしくお願いたします。

○事業者 承知いたしました。そちらについても御提示させていただきます。

○柳会長 水本委員、どうぞ。

○水本委員 担当している史跡・文化財のところでも、現在、こちらは多分質問も予想され

ているかと思うのですけれども、高輪築堤であるとか、非常に今社会的にも注目度の高い遺跡が含まれておりまして、もう一つは品川区の第一台場ですね、台場のところも非常に日本史上も意義が深い遺跡が幾つか当たっています。この辺りで、適切な処置というふうに書かれているのですけれども、この辺りも、今の社会的な状況に鑑みると、もうちょっと具体的に書かれてもいいのかなと考えますし、それから、日本イコモスですとか、関連の 21 の学術団体から要望書が出されているかと思うのですけれども、こういった書面についても少し触れていただいたほうが、都民の皆さんには、どういう場所なのかということ、非常に注目度の高い遺跡も同時にあるよといった点で、この辺りは触れていただきたいなと思います。

2 点目なのですが、廃棄物の件なのですが、現在、近代の産業化遺産とか、そういったものも遺跡・文化財としてきちんと評価を受けようというところですので、廃棄物の中にレールとかそういうことが書いてあったのですけれども、例えば文化財系のものがあるのかなのかといったようなことが非常に気になりますので、例えばレールの中に古いものがあるかないかといったようなことというのは、多分、鉄道遺産とかそういった点でも重要なところだと思いますので、この辺りは少し気にしていただきたいなと思うのです。この辺りかがでしょうか。

○事業者 御質問ありがとうございます。2 点頂きました。前段で頂きました史跡・文化財に関しましては、おっしゃるとおり、高輪の築堤跡というのは近接した箇所にありますので、こちらについては、今回の評価書案の作成に当たりまして、港区教育委員会のほうとも事前に打合せをした中で、今後も引き続き対応についてはいろいろと御相談しながら進めていくというふうに考えてございます。品川台場につきましては、既設の高架橋の区間でございまして、基本的には、高架橋下等を掘削したり、そういった工事は予定しておりませんので、こちらに関しましては、既知の文化財に対する影響はほとんどないというふうに判断してございます。また、イコモスの書面等につきましては勉強してまいりたいと考えております。

続きまして、2 つ目の、廃棄物に関しまして頂いた御意見でございますけれども、まず、事実といたしましては、今回発生を予定しておりますレールにつきましては、比較的近代といたしますか、昭和でいきますと後半の、戦後以降のものになります。また、営業線で使っているものにつきましては、もうほぼ一定の周期でレール交換を行いますので、かなり新しい時代のものだと考えております。ただ、今頂きました御指摘等がありましたので、万が一そういうものがある場合には、そういったところにつきましても、しかるべき箇所に御相談していくということかと考えております。

以上となります。

○水本委員 ありがとうございます。JR さんも博物館も持っておられるということで、できればそういった古いものがあるなしという、そういう機会も内部でもできるでしょうし、それから、レールという形という意味ではなくて、鉄素材という意味でも非常に重要なところもありますので、そういったところにもお声かけいただけたらと思います。以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

ほかに御発言がないようですので、これで終わりにしたいと思います。

事業者の皆様、どうもありがとうございました。事業者の方は退室をお願いいたします。

(事業者退室)

○柳会長 それでは、次の諮問に入りたいと思います。諮問案件について、事務局から説明をお願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 それでは、資料5を御覧ください。諮問文でございます。朗読いたします。

3 環 総 政 第 3 1 3 号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第50条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

令和3年8月20日

東京都知事 小池 百合子

(公印省略)

記

諮問第527号 「(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業」環境影響評価書案

以上となります。

○柳会長 この「(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業」の環境影響評価書案につきましては第一部に付託させていただきますので、第一部の委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、諮問案件の概要につきまして、事業者の方から説明を受けることといたします。

なお、本日は事業者の方にも遠隔参加で出席していただいております。準備ができましたら御説明をよろしくお願ひしたいと思います。

○事業者 それでは、「(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業」環境影響評価書案の概要について、御説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、評価書案の1ページを御覧ください。

事業者は、三井不動産株式会社、宗教法人明治神宮、独立行政法人日本スポーツ振興センター、伊藤忠商事株式会社です。

代表する事業者は三井不動産株式会社となります。

対象事業の名称は、「(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業」でございます。

計画地の位置につきましては12ページを御覧ください。計画地は図の中央、太線で囲った範囲で、東京都港区北青山一丁目、北青山二丁目などの各一部のほかに位置しております。計画地周辺の道路は、北側には区道第43-670号線、東側には特例都道四谷角筈線、南側には一般国道246号(青山通り)、西側には特別区道第1044号線(スタジアム通り)が通る区域でございます。計画地近傍の鉄道の駅は、北側にはJR中央本線の千駄ヶ谷駅、信濃町駅及び都営大江戸線の国立競技場駅が位置しており、また、南側には東京メトロ銀座線の外苑前駅、東側には都営大江戸線、東京メトロ半蔵門線、東京メトロ銀座線の青山一丁目駅があります。

次に、14ページを御覧ください。計画地内には、現在、明治神宮野球場、神宮第二球場、秩父宮ラグビー場、テニスコート、事務所ビルなどがあります。

事業の基本方針は15ページを御覧ください。事業の基本方針は、「東京2020大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針」を踏まえ、1、「周辺特性を踏まえた適切なゾーニング」、2、「歩行者ネットワークによる回遊性の実現」、3、「更なる緑・広場の整備によるパブリックスペースの拡充」の3点としています。

次に、16ページを御覧ください。表6.2-1に建築計画の概要を示してございます。計画地面積は約17万4,700㎡、6つの棟があり、延床面積の合計は約56万5,000㎡です。駐車場の台数の合計は1,070台を整備する計画です。

次に、17 ページを御覧ください。建物の配置については、計画地の北側にラグビー場棟、中央に複合棟 A、複合棟 B、文化交流施設棟、野球場棟及び球場併設ホテル棟、南側に事務所棟を配置する計画です。また、計画地の中央に広場を配置するとともに、計画地東側の緑地については、緑豊かな空間を維持し、保全に努める計画です。

次に、18 ページを御覧ください。横になってしまっておりますが、断面図でございます。複合棟 A、野球場棟及び球場併設ホテル棟、文化交流施設棟の断面図でございます。

次に、19 ページでございます。複合棟 B 及びラグビー場棟の断面図でございます。

次に、20 ページでございます。事務所棟の断面図でございます。

関連車両の走行ルートは 23 ページを御覧ください。関連車両は、特例都道四谷角筈線、一般国道 246 号（青山通り）、特別区道第 1044 号線（スタジアム通り）などを利用して計画建築物に出入りする予定でございます。

次に、24 ページを御覧ください。歩行者の動線計画は、計画地を南北につなぐ動線として、新ラグビー場棟と新球場を結ぶ歩行者ネットワークの形成により施設間連携の強化を図り、歩車分離によるバリアフリーかつ安全・安心で人に優しい動線を形成します。また、現在、神宮外苑いちよう並木側とスタジアム通り側のつながりが希薄なため、散策などが可能な東西の歩行者ネットワークの強化も図る予定です。

次に、27 ページを御覧ください。緑の整備としては、広場空間や歩行者空間と連携して、芝生や高木などを配置し、地区特性に応じたメリハリのある緑化を推進します。青山二丁目交差点から聖徳記念絵画館前へと続く道路沿いの 4 列のいちよう並木を保存するとともに、緑地や神宮外苑広場（建国記念文庫）などの既存樹木の存置もしくは移植により、極力既存の樹木を残す計画といたします。

次に、30 ページを御覧ください。工事については、本事業に係る全体工事期間は表 6.3-1 「工事工程表」に示すとおりで、2022 年度～2035 年度を予定しており、段階的に供用・使用を開始していく予定です。ラグビー場及び野球場の段階建て替えのイメージについては、その下の図 6.3-1 に示すとおりです。神宮第二球場解体後、ラグビー場棟新設工事を行い、現在の秩父宮ラグビー場解体後、野球場棟や複合棟 A の新築工事に入ります。その後、現神宮球場を解体し、広場を整備する計画です。

工場車両の主な走行ルートは 33 ページを御覧ください。工事用車両の出入口は、特別区道第 1044 号線（スタジアム通り）、一般国道 246 号（青山通り）からの出入口を想定しております。

続きまして、選定した環境影響評価項目について御説明いたします。56 ページを御覧ください。御覧の表から、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガスの14項目を選定いたしました。

次に、選定した項目の環境に及ぼす影響の評価の結論について、簡単ではございますが、御説明いたします。

ページを戻りまして、2 ページを御覧ください。初めに、大気汚染についてでございます。建設機械の稼働による影響につきましては、二酸化窒素濃度、浮遊粒子状物質濃度ともに環境基準を下回ります。工事に当たっては、建設機械による寄与率を少なくするために、事前に作業計画を十分検討し、建設機械の集中稼働を避けた効率的な作業や、最新の排出対策型建設機械の使用に努めるなどにより、さらなる影響の低減に努めます。また、工事用車両の走行、関連車両の走行、駐車場利用車両の走行、熱源施設による影響は、いずれも二酸化窒素濃度、浮遊粒子状物質濃度ともに環境基準を下回ります。

次に、3 ページを御覧ください。騒音・振動についてでございます。建設機械の稼働による影響につきましては、騒音・振動ともに環境基準を下回ります。また、工事用車両の走行による影響につきましては、騒音は12地点中既に現況で環境基準を上回っている地点が1地点ございます。その他の地点につきましては環境基準を満たし、振動につきましては規制基準値を下回るという結果になってございます。

次に、4 ページを御覧ください。

土壌汚染につきましては、現時点で計画地内の既存施設は供用中であり、土壌汚染の状況を確認することができないため、事業の実施に当たりましては、土壌汚染対策法第4条及び環境確保条例に基づく調査・手続を行う予定でございます。なお、土壌汚染調査の結果、汚染土壌が確認された場合につきましては、法令に基づき、関係機関と調整の上で、飛散・拡散の適切な防止措置を実施するとともに、その内容を事後調査において明らかにする予定でございます。

続きまして、地盤につきましては、本事業では最深部を含む地下構築範囲の掘削工事において、山留壁として遮水性、剛性の高いSMWを採用する予定でございます。また、地下躯体の施工に当たりましては、地盤変形などへの影響をできるだけ少なくするために、支保工などにより山留壁を支保する計画です。そのため、山留壁の変形が最小限に抑えられ、掘削区域周辺での地盤変形は生じないと予測します。また、掘削範囲の周辺を遮水性の高い山留壁

(SMW)などで覆うことにより、掘削範囲内の帯水層は分離、遮断されるため、掘削工事などに伴う地下水の水位及び流況の変化の影響は山留壁の外側の帯水層まで及ばず、計画地周辺の地下水位は低下しないと予測しております。

次に、5 ページを御覧ください。水循環につきましては、地下構築範囲の掘削工事において、山留壁として遮水性及び剛性の高いSMWを採用し、江戸川層以深の難透水層まで根入れすることにより、地下水位の低下、流況の変化を抑制できると予測しております。

次に、6 ページを御覧ください。

生物・生態系につきましては、事業の実施に当たって、計画地内で最も緑量の多い緑地や神宮外苑広場（建国記念文庫）などの植栽樹の存置もしくは移植により可能な限り保全するとともに、青山二丁目交差点から聖徳記念絵画館前へと続く特例都道四谷角筈線沿いの4列いちょう並木を保存する計画としております。一方、建築計画と重なるため存置することができない樹木につきましては、今後詳細な事業計画を検討する中で活力度等を勘案し、移植の可否を検討する計画でございます。本事業におきましては、可能な限りではありますが、既存樹木の保存・保全・移植を基本としつつ、計画地周辺に残存する緑地の構成種を中心に植栽し、動植物の生息・生育環境に配慮した緑化計画を行うことで、計画地周辺を含めた動植物の生息環境は維持保全されるものと考えております。

続きまして、日影についてでございます。計画建築物による日影は、日影規制のある地域において、日影規制ライン（10m）を超えて2時間以上及ぶラインと、日影規制ライン（5m）を超えて3時間以上及ぶということはありませんでした。なお、計画地周辺は、おおむね再開発等促進区を定める地区計画の地区整備計画の範囲となり、計画地周辺の多くが日影規制の適用除外となることから、計画建築物による日影時間は日影規制の範囲内に収まります。

次に、電波障害についてでございます。計画建築物により、地上デジタル放送につきましては計画地西南西側、衛星放送につきましては計画地北東側においてテレビ電波の遮蔽障害が生じると予測しておりますが、計画建築物によるテレビ電波障害が発生した場合には、適切な電波受信障害対策を講じることにより、テレビ電波障害の影響は解消するものと考えております。

次に、7 ページを御覧ください。

風環境についてでございます。植栽等による防風対策を講じることにより、計画建築物による計画地周辺地域の風環境の変化はあるものの、おおむね領域A及び領域Bに相当する風環境が維持されるものと考えております。

続きまして、景観についてでございます。現況の施設が建て替えられ、新たな計画建築物が出現いたしますが、主要な構成要素の改変がされることはございません。工事の完了後には、多種多様な活動を促す開放的な広場空間が整備されます。また、樹木の存置や移植や新たな樹木を植栽することにより、地区特性に応じたメリハリのあるまとまった緑の空間が創出される予定です。また、計画建築物の配置に当たっては、敷地境界から一定の距離を取ることや、高木など、歩行者動線とも連携した緑化を行い、地区特性に応じたメリハリのある緑化を推進することにより、計画建築物による圧迫感の低減に努めます。

次に、8ページを御覧ください。

史跡・文化財につきましては、周知の埋蔵文化財包蔵地が計画地に含まれていることから、本事業の実施により影響を受ける可能性があります。現況の計画地内には既存の建築物が立地しているため、それらの建築物の解体工事と並行して埋蔵文化財の確認調査を行う予定で、調査の方法・範囲につきましては、区の教育委員会と協議した上で確定していきます。

次に、自然との触れ合い活動の場について、本事業の実施により、神宮外苑広場（建国記念文庫）など、明治神宮外苑の一部が改変されますが、工事の施行に当たっては、青山二丁目交差点から聖徳記念絵画館へと続く4列いちょう並木を保存するなど、自然との触れ合い活動の場の保全に努める計画です。さらに、本事業では、計画地中央に芝生及び高木植栽による緑豊かなまとまりのある広場空間などの緑空間の整備が行われる予定です。

続きまして、9ページを御覧ください。

廃棄物についてでございます。既設建築物の解体に伴う廃棄物の処理に当たっては、建設リサイクル法などの関係法令に示される事業者の責務を果たすことで、要請の目標値を達成するものと考えております。また、アスベストにつきましては、各条例・規則などに従い、既存建築物の設計図による調査、現地での目視調査などを実施し、状況に応じた対策を講じながら除去作業を実施いたします。施設の供用に伴う廃棄物につきましては、法令等を遵守し、廃棄物を適正分別して保管場所の管理を徹底するなど、関係法令に示される事業者の責務を果たすことで要請の目標値を達成する予定でございます。

最後に、温室効果ガスについてでございます。施設の供用に伴う温室効果ガスの排出量は年当たり約4万6,000tと予測していますが、設備システムの省エネルギー措置などにより、温室効果ガスの発生量の削減、排出抑制が図られるものと考えてございます。

以上、簡単ではございますが、「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業」環境影響評価書案の概要について御説明させていただきました。ありがとうございました。よろしくお願

いたします。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について御質問があればお願いいたします。

最初に宮越第二部会長からどうぞ。

○宮越第二部会長 御説明ありがとうございます。宮越です。御質問させていただきます。

水循環の部分で、現在井戸があって、この後はもうくみ上げは行わないという御説明を頂いたと思います。それについて2点お伺いしたいのですけれども、1点目は、今の利用目的、用途を教えてくださいたいと思います。2点目としまして、くみ上げは行わないということだったので、井戸そのものを除去してしまうのか、それとも何かお考えがあるのか、今後の利用予定があるのかを教えてください。

○事業者 御質問ありがとうございます。現在の利用といたしましては、たしか散水とか、あとは一部トイレ利用なんかもしていたと思います。今後につきましては、どういった形で井戸をなくしていくのかということにつきましては今後の計画になります。そこら辺につきましては、当然事後調査報告で、どういう形で井戸をなくしていったかということについても御報告させていただきたいと思います。

○宮越第二部会長 ありがとうございます。目的は分かりました。あと、今後についてなのですけれども、井戸はもうなくしていくということだったのですが、せっかくこれまで昭和30年ぐらいに設置されて、古いとは思いますが、これまでいろいろ活躍してきた井戸だと思いますので、例えば防災井戸でお使いいただくとか、そういった、なくすだけではなくて、活用するような方法もあるように思います。もちろん港区との相談が必要になるとは思いますが、もし防災計画とかで役立つのであれば、なくすだけではなくて、緊急用に利用するような用途もあるのではないかと思います。コメントさせていただきます。ありがとうございました。

○事業者 ありがとうございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 騒音・振動を担当させていただいております高橋と申します。よろしくお願ひします。

騒音に関してお尋ねしたいのですけれども、新しく建設されるスタジアムはドーム式ではないので、上が開放されています。そうすると、どうしても外に騒音が漏れてくると思うの

ですが、179 ページを拝見すると、周辺には中層の住宅があって、スタジアム高さと同じ階層においても居住が見られるのだけれども、スタジアムから距離がある程度確保されているので、その高さにおける予測は行わないこととしたと書かれています。これは確かにそのとおりなのかもしれませんが、例えば実際に実測してみるとか、あるいは予測して数値としての予測値を出してみるということをしたほうが評価書としての説得力はより出てくるといった気がしたのですけれども、実測とか予測を行うということは検討されているのかをお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○事業者 まず、予測につきましては、新しく建設される新球場と近くの中層の住宅の一番近いところの距離で予測して、結果、環境基準 55dB に収まりましたという結果にはなっております。ここでまず予測したということは、何らかの形で検証することにはなると思います。これがまず1つです。

もう一つは、高さ方向に関する予測ですね。これはどういう形で行っていけばいいのかということも含めて検討かなとは思いますが、ある程度距離があるので、たしか 80m 程度あるのです、地図上で測りますと。そうすると、それほど距離による違いというものはないのではないかなという意味なのだと思います。ここに書いてあるのは。

○高橋委員 おそらく距離減衰である程度潰せるとは思うのですが、何らかの数値を出したほうがより説得力があるかなという気がしたので。

○事業者 分かりました。そこら辺は一度計算を行っていますので、その計算のベースを利用して、もう一度高さ方向に関しても計算するかどうかは検討してみたいと思います。

○高橋委員 よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○柳会長 それでは、池本委員、どうぞ。

○池本委員 ありがとうございます。池本です。

私、第二部会ということもあって、廃棄物のほうで少しお聞きしたいことがあるのですが、予測のところは2点あるのですが、1点は462 ページで、表 8.13-7 で出典として「兵庫県南部地震による民間倒壊建物の解体工事の手引き」というのを使われていて、都のアセスの中では見慣れないかなと思ったのですけれども、これを使われた積極的な理由があれば教えていただきたいというのが1点です。

もう一点が、資料編を拝見しますと、廃棄物のところでアスベストの使用面積、使用箇所について記載されているのですが、これは本文のほうではあまり反映されていないように見えたのですけれども、この点の扱い方の違いというのはどのように考えてされたのかという

のを御説明いただけますでしょうか。

○事業者 御質問ありがとうございます。

まず、462 ページでございますね。この兵庫県の出典を使ったというのは、今回、建物に關しまして、通常例えば住宅とかオフィスとか、そういったものならばいいのですけれども、球場とかスタジアム系の諸元というのがなかなかなかったものですから、この兵庫県の諸元を使って計算したということでございます。それがこの兵庫県の手引きを使った理由でございます。今回、特殊な建物がございますので、特殊な建物の廃棄物の発生量の諸元がなかなかなかったので、こういった球場とかラグビー場とかの諸元が載っている手引きとかを探したら、この兵庫県の手引きがございましたので、使用させていただいたということでございます。これが1つ目の回答です。

もう一つにつきましては、資料編のほうにアスベストの使用面積・箇所が載っているということなのでございますけれども、これが本編になぜ載っていないのかということですね。特別深い意味はないのですけれども、一応、本編のほうにはきちんと、現事務所ビルと秩父宮ラグビー場のクラブハウスのほうでアスベストが確認されましたという文言は載せてございます。具体的な量につきましては、詳しい話ですので資料編に載せたということです。

○池本委員 ありがとうございます。1点目は承知しました。

アスベストについては、なかなか扱いがはっきりしていないところも正直あって、このぐらい数字を出していただけるというのは、かなり積極的にやられているのかなと私は感じています。出した後の話とかがどうするのか、なかなか書き切れないというのもあるので、扱いも難しいのかなと思うのですけれども、ちょっと気になったので、今後どういう扱いがいいのかなというのは考えながらいきたいなと思いました。すみません、感想です。

以上です。

○事業者 ありがとうございます。

○柳会長 それでは、宗方委員、どうぞ。

○宗方委員 景観を担当しております宗方です。よろしく願いいたします。

ラグビー場のデザインについてお伺いしたいのですが、17 ページの配置図を見ると、ラグビー場が結構既存の外苑の外周路ぎりぎりに配置されていて、なおかつ高さも55mですか。新国立競技場よりも高いですね。というものがドンと、かなりぎりぎり配置されているように見えまして、一方で、ほかのポンチ絵などを見ると、東側に傾斜をかけているというところもあり、この外周路、緑地も新規に設置するというのがありますけれども、ここはデザ

イン上の工夫など配慮されているのかというのが1点と、あとは、このイメージ図のラグビー場の屋根を白く塗っておりますが、これは東京ドームのような透過性のものなのかとか、こういったデザインにすることを想定されているのか、その2点を教えていただけますか。

○事業者 まず2点目につきましては、屋根の部分について、透過性があるものかどうかとか、色とか、そこら辺につきましてはまだ今後の細かい検討になるのかなということになると思います。今、断面図としてトラス構造にしておりますけれども、ある程度の重さのものは載ってくると思いますけれども、それが透過性のあるものなのかどうか、色とかそこら辺についてはまだ決まっていないというのが現状でございます。

1点目でございますけれども、道路ぎりぎりに建っているというお話があったのですけれども、例えばこの断面図を見ていただきますと、計画地の敷地境界線、こちら側がスタジアム通り側になるのですかね。

○宗方委員 そちらではなく、外苑の外周路のほうに結構近い。現状比較的道から離れたところに既存の神宮球場とかがあるのに対して、結構近いところにドンと来ていて、結構建物そのものも大きいものですから、谷みたいな道ができてしまうのかなというふうに、ここどう変わるかと気にはなったのですけれども。

○事業者 現状でもセットバックはかなりしていると思うのですけれども、あと、断面図に示されているように、神宮外苑側は傾斜屋根として、ある程度高さを抑えるような計画にしていると。御指摘のとおりのことを行っているということでございます。

○宗方委員 この傾斜の角度はもう決まったものですか。それとも、まだ何か検討の余地があるということですか。

○事業者 現時点ではこの形でございますけれども、今後変わりましたら、当然そこは計画の変更等々で報告していくこととなりますので、そこでまた御意見、御確認していただければなと思います。

○宗方委員 では、形はここで決まっているとして、植栽でどれくらいこの建物の圧迫感が外周路に軽減されるかということを植栽外構計画においてもいろいろと配慮していただければと思います。ありがとうございます。

○事業者 ありがとうございます。

○柳会長 それでは、続いて堤委員、お願いいたします。

○堤委員 ありがとうございます。温室効果ガスを担当しています堤と申します。御説明ありがとうございます。

評価書の中でもいろいろと省エネや温ガスに関して検討されていて、基準建築物と比較して 20%程度削減されるということは理解できました。これは制度としてはそこまで求められていないかもしれないので、できるかどうかという可能性からお伺いできればと思っているのですが、現在もうこの場所には野球場とか建物とかがあって運用されていて、それと比べると、この事業によってどれくらい温室効果ガスが削減されたり、または増加になるのかというような算出というのはできますでしょうか。

○事業者 ありがとうございます。今 20%と目標値としては設定しているわけではございますけれども、あくまでも目標値なのです。ここで出すということは、お約束する数字にもなってきますので、多少低めになっているというのはあるのですが、今後、工程表の中で示させていただきまして、全体竣工するのが 15 年先とか、かなり先になってきます。その中で恐らく設備機器等々いろいろな新しいものが出てきたり、更新されたりして最新のものが出てくると思います。当然ですが、そういったものは今回の予測には反映されていないので、そういったものをどのように取捨選択して使っていくのかというのは今後の検討になります。実際どういう設備、スペックを使ってということにつきましては、これも事後調査報告の中で具体的な表にして示させていただきますので、そのときにどれくらい削減されたかという数値も出すことになると思います。

○堤委員 分かりました。概要編のほうだったかと思うのですが、都民の意見の中にも、建物が建つことによってヒートアイランド現象が進むのではないかというような意見もあるようですので、これから技術が向上していったらさらに削減できますというような、現状の建物と比べても削減できますというようなことがお分かりになっているのであれば、そのようなことも書いていただくと、そういったような御懸念に対してもいいのかなと思いますので、御検討いただければと思います。よろしくお願いします。

○事業者 分かりました。ありがとうございます。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○柳会長 玄委員、どうぞ。

○玄委員 風環境を担当しています。ページ数で言うと、対策後の風環境の分布なのですが、380 ページをお願いいたします。今こちらのページから見ると、領域 A が緑の色で、領域 B がブルーの色で、黄色いところが領域 C になっているのです。これが対策後になっていて、一応風速が強くなっているところを緩和した結果になると思っています。今ここで測ってい

るところを見ると、結果的に対策前に比べるとよくなっているのですけれども、建設前に比べると少し領域Bが増えているように結果的に見えているのですね。そういうところは、今の領域Bが増えている分については、今のこの計画の案でいくか、もしくは建設前とほぼ同じようなところまでに対策を組んでいく予定か、そちらのほうを教えていただけないでしょうか。今こちらの地域を見ると、周りに教育施設、小学校とか中学校、あと福祉施設、医療施設もかなり分布されていますので、すぐ計画地の左側のほうだと小学校もあったかなと思っています。特にそういった小学校に当たるところはほぼ現在の量を維持してほしいなと思っています。お願いします。

○事業者 分かりました。ありがとうございます。かなり予測精度の高い風洞実験でやっておりますので間違いはないと思うのですけれども、おおむねA、学校の校庭なんかは現時点ではAに抑えている状態ですので、そこはいいのかなと。あとは周辺の道路のところですね。そこにつきましてはB以下。スタジアム通りのところとかですかね、通学路。そういうところはB以下に抑えておりますので、そこら辺につきましては、おそらくこの計画地の中で、これも事後調査の話になるのですけれども、何か所かで風速を測っていきますので、そういったものを見ながら、追加対策をしていく場合には追加対策の検討も考えていきたいと思っております。

○玄委員 分かりました。ぜひ事後調査などで予測より悪化しているところがあったら、しっかりと対策していただきたいなと思っています。

○事業者 そこら辺は状況を見て対応していきたいと思います。ありがとうございます。

○玄委員 分かりました。私からは以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、水本委員、お願いします。

○水本委員 史跡・文化財を担当しております水本です。先ほどはありがとうございました。

この評価書案にも遺跡については結構丹念にチェックされていて、教育委員会等々にも相談するというので、恐らく適切な手段を取られるかなと予想できるのですけれども、もう一つありまして、こちらのラグビー場にしても神宮球場にしても、神宮外苑前のこのエリアというのは、スポーツ・文化という意味では既に歴史というふうになってきてしまっていると思うのですけれども、今は結構3Dスキャナーとかを使って3Dデータとして記憶を残していくといいますか、そういったところで、少し新しいものであるのですけれども、文化という広い意味では、こういう施設の、例えば今、画像だけを撮影しておけば、後から写真デー

タから 3D のデータを起こしたりとかいう技術はもうかなり進んでおりますので、解体前に少しその記録を、そういう意味では、新しいものであっても丹念に残していただくと、今後、こちらは恐らく都民の間でもそうでなくても非常に親しまれた地域かと思っておりますので、そういうデータを残す。解体前に恐らく写真は撮られると思っておりますので、そこを少し丁寧にやっておくというふうなことをお考えいただけないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○事業者 アセスの中でどう扱っていくかというのは、書き方とかはあるので、それはおいておいたとしても、私もちょっと勉強不足で、そこら辺の 3D データをどういうふうに残せるのか残せないのかというのはまだ私もよく分かっていないところがあるのですけれども、今のはまずは御意見として承らせていただくということで、よろしく願いいたします。

○水本委員 既に時間的には文化財級といいますか、新しいものでも今、文化財として考えていきたいというのが結構ありますので、御検討いただけるとありがたいです。

○事業者 ありがとうございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御発言がないようですので、これで終わりにしたいと思います。

事業者の皆様、どうもありがとうございました。事業者の方は退室をお願いいたします。

(事業者退室)

○柳会長 それでは、受理関係について、事務局から報告をお願いいたします。

○下間アセスメント担当課長 受理関係について、下間から御報告いたします。お手元の資料 6 を御覧ください。

8 月の受理報告は、事後調査報告書 5 件、変更届 1 件、着工届 1 件を受理しております。

次に、16 ページの 7 月分受理報告に係る助言事項一覧を御覧ください。7 月の受理報告に係る助言事項に対し事業者からの回答がございましたので、御報告いたします。

1 件目は「東京駅前八重洲一丁目東地区第一種市街地再開発事業（工事の施行中その 1）」の事後調査報告書の「騒音・振動」について、基準値を下回っているが、苦情数が 1 年間で 18 件ということもあり、適切な抑制策を図りながら、苦情があった場合に適切に対応するようにという助言に対し、事業者の回答については、今回は建物の解体工事の事後調査であり、苦情の多くは解体作業によって生じたものと考えているということでございます。苦情発生時には作業の中断等の実施を行い、理解を得ながら、丁寧に説明し対応してきたということですが、今後も、評価書に記載した環境保全のための様々な措置を行い、周辺に及ぼ

す騒音・振動の影響の低減に努め、また、苦情が発生した場合は、必要に応じて適切な対策を行い、協議・調整を行いながら、理解を得て工事を進めていくという回答でございました。

2 件目です。2 件目は「首都圏中央連絡道路（神奈川県境～一般国道 20 号間）建設事業（工事の完了後その 2）」の事後調査報告書の「騒音・振動」について、助言としましては、道路交通騒音の事後調査において、交通量が予測条件の 1.4～1.5 倍もあり、その結果、予測結果を 1～3dB 上回り、かつ、朝夕の環境基準を超過したということで、この道路の夜間交通量のほとんどは大型車であるということから、今後も超過状態が続くことが懸念されるため、早朝を含む騒音の軽減にこれまで以上に取り組んでいただきたいという助言に対し、事業者の回答としましては、早朝を含む夜間騒音に注視しつつ、今後も遮音壁の点検等適切な維持管理に努め、環境基準を踏まえて必要に応じ措置を検討していくという回答がございました。

3 件目でございます。3 件目は「都営桐ヶ丘団地（第 4 期・第 5 期）建替事業」変更届の「騒音・振動」1 及び 2 について、ほぼ同じ助言でございますが、変更前後で建て替え工事による騒音評価が変わらない状況ということは妥当だということですが、工事期間の変更により工事が数年間延長されるので、継続的な騒音の影響が懸念されるため、騒音曝露の長期化が住民の負担につながらないよう、一層円滑なコミュニケーションを図りながら事業を進めていっていただきたいという助言がございました。これに対し事業者の回答については、これまでに小学校の登下校時間帯における工事車両の搬出入抑制等配慮を講じてきたということで、今後も評価書に記載した環境保全のための措置の徹底あるいは近隣の生活環境への影響の低減、また、住民に対して工事の期間変更等、適切な説明の機会を設けて、理解を得ながら進めていくように配慮していきますという回答がございました。

また、「廃棄物」の 1 については、近年、アスベストについて評価書等でも扱われているので、見直しに当たっても取り扱うことについて御検討いただきたいという助言がありましたので、事業者の回答としては、第 4 期、第 5 期の建て替え工事において除却される建物についてですが、大部分除却が完了しているため、アスベストの発生量については、事後調査報告書において処分等の方法と併せて報告していく考えでございますという回答を頂いております。

次に、18 ページを御覧いただきたいと思います。8 月分の受理報告に係る助言事項一覧となります。

8 月の受理報告について、委員の皆様から助言事項を御提案していただきました。記載の

とおり、各委員から御提案を頂いたところでございます。

説明は以上となります。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、8月の受理報告案件について助言をされました委員の方のコメントをお願いしたいと思いますが、廣江委員から報告をお願いいたします。

○廣江委員 私のほうからは幾つか助言しましたが、白金一丁目東部北地区の工事の施行2というところの道路交通騒音の影響評価をしたところについてだけコメントさせてください。ほかはいろいろ事業者のほうからコメントが返ってきていて、それなりに対応していただいていると思っています。

この評価書でも道路交通騒音以外の住民への対応とか、そこら辺は十分配慮していただいて、よろしかったと思うのですが、工事車両の事後調査の報告について、事後調査結果が基準を超えたところのみ工事車両の影響についてコメントを記載されていますが、実際、予測した交通量よりも少なかったにもかかわらず、環境基準ぎりぎりであった場所もあるわけで、公平にそれぞれ工事車両の寄与度等を出して、きちっと説明するのが筋ではないかと思いましたが、少し記載が事業者寄りというのは当たり前なのですが、自分たち側に立ってのコメントが目立ちましたので、少し書き方を考えていただきたいなと思い、このような書き方をさせていただきました。特に述べたいところはこの点1点のみです。ありがとうございます。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、宮越委員、どうぞ。

○宮越委員 ありがとうございます。

私からの助言事項として、調査項目「地下水」、工事の施行中について2点挙げさせていただきました。

1点目として、事業者は、環境保全措置の実施状況の中で「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」の遵守を挙げています。この指針では、地下水等の水質の監視について、薬液の種類に応じて、水質基準にpH8.6以下もしくは工事直前の測定値がこの値を超える場合は当該測定値以下としています。調査地点の品川区港南01-①の地点、地下工事中の令和元年、令和2年度、深層地下水の測定値、これは別紙5-1-18、表5-1-5に記載されておりますが、この値がpH8.6を超えています。工事直前の測定値については、別紙6-1-

14、表 6-1-4 (1) に 01-②の地点の記載はあるのですけれども、01-①の地点の記載はなく、判断できません。委員としては、そもそも工事前の地下水の pH が 8.6 を超えていることは十分に考えられると思いますので、数値そのものの影響について意見する意図はありません。ただ、事業者が遵守したとする指針の基準値を超えている値が確認されているにもかかわらず、酸性化の説明のみで、基準値との関係について説明がないことに意見があります。この基準値が適用されないのであれば、その旨の説明を追記いただくことを含めて、基準値と測定値の関係を明記していただくことが適切であると考えました。

2 点目としまして、地下水の酸化還元電位の測定結果について、大田区東雪谷の 03-①、03-②の平成 29 年度、工事の開始前の値なのですけれども、別紙 6-2-27、表 6-2-9 に記載がありますが、この値が浅層よりも深層のほうが高く、一般的に想定されている測定結果ではないと思いますので、説明の付記を助言させていただきました。固結シルト層に挟まれた砂層の中の深層地下水で還元的な環境が想定されるにもかかわらず、酸化還元電位は+800mV を超えていて、溶存酸素量が当該温度で 9.9mg/L は極めて特異な結果だと思います。地下工事前のデータは、酸性化していないことを示す根拠となる重要な情報ですから、その妥当性を含めて丁寧な記載が望ましいと考えて、助言事項として挙げさせていただきました。

以上です。

○柳会長 高橋委員、お願いいたします。

○高橋委員 この白金一丁目の工事施行中その 2 に関して、測定地点の St. 4 というところで工事用車両の走行に伴う騒音が環境基準を上回るという結果になっていました。業者の説明によると、工事用車両以外からの寄与が主要因ということだったのですけれども、とはいえ、工事用車両による増加分が、少ないとはいえあるわけですから、それをできるだけ抑えていただくように、例えば走行量の分散化を図るなど検討していただきたいと思ひまして、コメントとさせていただきます。以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、各委員から提案された助言について、審議会からの助言事項とするということによろしいでしょうか。

それでは、特に御発言がないようですので、審議会からの助言事項といたします。事業者には伝え、次回の審議会で事業者の回答の報告をお願いいたします。

受理関係についてはこれで終わりにしたいと思います。

○柳会長 そのほか何かございますでしょうか。

特にないようですので、これもちまして本日の審議会を終わりにしたいと思います。皆様、どうもありがとうございました。

それでは、傍聴人の方は退出ボタンを押して退出をお願いいたします。

(傍聴人退室)

(午後0時03分閉会)